

## 平成30年度 被措置児童等虐待事案の公表について

令和元年5月14日  
子供未来局子供家庭支援課

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成30年度に仙台市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

### 1 被措置児童等虐待通告件数の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

通告受理件数	内 訳	
	虐待該当	非該当
3件	1件	2件

### 2 被措置児童等虐待の状況

被害児童	中学男児 1名
虐待の種類	身体的虐待
施設種別	社会的養護関係施設
職員の職種	児童指導員

### 3 本市が講じた措置

施設等に対する口頭による指導 1件

※今回の事案発生を受けて施設側が再発防止のために改正した「被措置児童等虐待対応の手引き」の提出を受け、改善状況確認を実施した。

#### 【参考】

児童福祉法第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
  - 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
  - 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
  - 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
  - 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種